

令和7年度 生活指導方針

《基本的な考え方》

1.目標

高尾山学園の教育目標

- (1) 気持ちを感じあえる人になろう
- (2) 自分を伸ばせる人になろう
- (3) 自信をもてる人になろう

一人ひとりに、この目標を達成させる場所が高尾山学園です。ただし、本校は不登校の児童・生徒のための学校であり、地域の学校のように、目標に向かって一斉指導することができないのが実情です。そこで、子どもたちの段階を大きく以下の3つとしてとらえます。

- (1) まずは、登校して人や場所などの自分の居場所を見付け、心の安定が図れることを重視する。
- (2) そして、集団の中で人との関わりや集団の活動に意欲がもてるようにする。
- (3) 最後に、学習活動や体験活動を通して自分の力を伸ばせるようにする。

このように、個別的指導の段階を重視して指導するという方針で開校以来行っています。そして、最終的に集団生活のルールやマナーを理解し、社会性を身に付けて、集団の中で力を発揮できるようにさせることを基本構想として取組んできました。今年度もこの考え方に変更はありません。

2.目標達成のための手立て

地域の学校と違って歩みの遅い子どもたちには、個々に寄り添った具体的な指示を出すことが必要です。先に示した3つのステップを重視し、個別指導と全体指導のバランスを考えながら、子どもたちに社会性を身に付けさせることを指導部の目標とし、実現させていきましょう。

- (1) 生活指導は全校的立場で考え、全教職員が一貫性をもった指導にあたる。
(＝全校一致)
- (2) 問題行動が起きた時、その状況・情報・事実を把握し、迅速に指導を行う。
(＝情報の共有)
- (3) 生活指導にあたっては、児童・生徒の実態をよく把握し、心情化をはかりながら状況に応じた適切な指導を進める。**(＝個に応じた指導)**

《今年度生活指導確認事項》

1.生活目標 「社会性を身に付ける」

2.今年度の生活指導の重点項目

(1)児童・生徒の情報の共有

○朝の教職員の打ち合わせを継続する。⇒毎週水曜日に情報交換会を行う。

(2)児童・生徒の自立の促進

○自分のことはなるべく自分でできるように働きかける。

○行事における準備・片付けにできるだけ生徒を参加させる。

(3)情報モラルの徹底

○情報モラルについて、全体指導の他、学活や道徳でも指導する。

3.日常の生活指導の内容

(1) 身だしなみ

- ・ 身だしなみについては、基本的には安全と清潔とTPOという観点で対応する。
 - ① 他の人から見て怖いという思いを抱かせる格好はしない。
 - ② 肌の露出の多い服装はしない。
 - ③ 華美な服装はしない。
 - ④ 身体を傷付けることはしない。→ 脱色・染髪・ピアスは禁止。
 - ⑤ 他の児童・生徒から見て、奇異にうつるものや不安・不快感を与えるもの、剃りこみや染髪など脅威を感じさせるものは、各児童・生徒の状況に応じて丁寧に対応する。

(2) 携帯電話等

- ・ ゲーム機、音楽プレーヤーなどの電子機器は朝学活後に担任に預ける。
(遅刻した場合は職員室で預ける)
- ・ 携帯電話、スマホは家の人への連絡のためのものとする。連絡を取る場合は、近くの大人の許可を得る。
- ・ SNS上でのトラブルは、すぐに大人に伝えるように指導する。ただし、生徒間のトラブルは原則として指導しない。
- ・ 門の外へ出た時点での使用は、モラルの範囲内とする。

(3) 居場所の利用

- ・ 誰がどこにいるのかを、必ず教職員が把握していること、これは地域の学校以上に大切なことである。学活や授業の開始時には、必ず児童・生徒の居場所確認を行うようにする。
- ・ 授業には出席することが基本であるが、出席できない児童・生徒についてはプレイルーム、相談室、保健室（1時間）で生活することを保障する。ただし、個別に教職員が対応できる場合は他の場所での生活も可とする。
- ・ 授業が受けられない場合は、授業開始前に児童・生徒本人が授業者の確認を受ける。ただし、本人が伝えられない場合は、スタッフが確認する。
- ・ 朝読書と朝学活の時間帯と高尾タイム、帰りの学活は自分の教室で過ごす。その時には、プレイルーム、相談室、保健室は使用できない。

(4) その他

- ・ 原則として、9時30分登校、16時下校（クラブ活動の場合は、17時まで）とする。
- ・ 朝読書、朝学活の時間帯（9：30～9：50）に遅刻してきた児童・生徒は自分の学級で必ず出欠をとる。9：50以降に遅刻してきた児童・生徒は職員室で副校長横にあるホワイト黒板に登校した時間、名前を記入する。その後各教室に行く。
- ・ 早退児童・生徒は担任又は担当学年の教員が保護者の了解がとれているか確認し、職員室のホワイト黒板に赤ペンで名前を記入してから下校させる。
- ・ 登校後、下校までは校舎内から無断で出ない。
- ・ 放課後、児童館を利用する場合は、保護者よりの届け出をする。（職員室前レターケースに書類あり）
- ・ 自転車通学は一切認めない。
- ・ 校舎内で大きな音を出す、他を威嚇するなど、他の人に不安・不快感を与える行動はしない。
- ・ 暴力を問題解決の手段にしない。
- ・ 清掃活動は原則金曜日に一斉清掃の日とし、授業終了後に行う。月、水曜日は簡単清掃でおこなう。
- ・ 落とし物については、対応した教員が職員室廊下前の戸棚に保管する。
- ・ 個人写真については、年度当初・転入学時に作成する。
- ・ 連絡指導カード、緊急連絡カードは、生活指導主任が集約し保管する。卒業後3年間は保管する。
- ・ 置き傘は適宜対応した職員が貸し出しする。
- ・ 児童・生徒手帳を年度当初・転入学時に配布し、携帯させる。紛失した場合には生活指導主任に届け出る。

※ 校外学習や宿泊学習に関しては移動時間も授業中であり、日常の生活指導の決まりに準拠する。

4.指導基準

原則的に下記の指導基準で全職員共通理解のもと指導し、学年や個人の判断に基づく指導はしない。ただし、個々に応じた指導も必要となるため、原則と異なる指導が必要な場合は、全体に報告し共通理解を図る。また、問題行動等の対処のみならず、生徒の良い点を導き出せるように指導・助言を行う。

(1) 自轉車登校・喫煙

- ・ 自転車登校→口頭注意→繰り返す場合は家庭連絡し一時没収する。
- ・ 喫煙→本人への指導、タバコなどは没収→家庭連絡し直ちに保護者に来校してもらい保護者同伴で学年、管理職で指導する。

(2) 公共物破壊・对生徒暴力

- ・ 公共物破壊（偶然）→口頭注意→「破損届け」を提出→学年と管理職で相談して修復させるなど弁償を考える。
- ・ 公共物破壊（故意）→厳重注意→「破損届け」の提出→全額弁償させる。
- ・ 対生徒暴力→本人指導→家庭連絡の上、保護者同伴で学年、管理職で指導する。→謝罪、治療費の負担

(3) 対教師暴力・いじめ

- ・ 対教師暴力→本人指導→家庭連絡の上、保護者同伴で学年、管理職で指導する。
- ・ いじめ→実態を正確に把握し学年、管理職で解決にあたる。

5. 整列隊形

- 男女混合名簿順に各クラス1列で整列する。

ステージ					
中3 3組 2組 1組			中2 2組 1組		中1 2組 1組
					小6・小45
					やまゆり

6.卒業生の来校

- ・ 学校行事は児童・生徒の家族と来賓のみの見学とする。卒業生は来校できない。
- ・ 卒業生にはあらかじめ来校の目的と来校日時の電話予約をとることを基本とする。
- ・ 在校児童、生徒の活動時間は避けて来校させる。（放課後４時～５時）
- ・ マナーの悪い者は、その場で指導していく。

《くわしくは、別紙参照》

7.生徒からの物品の授受や貸し借り

《子ども向けに話す内容（共通理解）》

- （１）個人としての物のやり取りは、児童・生徒に不要な経済的な負担（金額の大小ではない）をかけるのでもらえません。
- （２）物をもらってしまえばお返しをすることを考えます。これは、相手に対して経済的な負担をさせることにもなります。「お返しはいらない」と言っても相手を悩ませることになります。
- （３）感謝・好意や人との良い関係を築くには、物ではなく言葉や態度で示せるようになって欲しいと思います。
- （４）先生やスタッフが何よりもうれしいと感じるのは、みんなが学校に来て、授業や行事などのいろいろな活動の中で、その人自身が成長している姿を様々な形で見ることです。
- （５）先生やスタッフは支えあいながらチームで仕事をしています。あなたに直接関わったのは個人や数人かもしれないけれど、感謝は全体にできる人になって欲しいと私たちは願っています。

《本校特有の状況理解》

- （１）本校では、個人的な人間関係を求めて「私は特別」と意識したい、周りにも意識させたいという子どもが多い。子ども同士の関係作りが難しい子は、安心できる大人に対し、物の授受により関係作りのきっかけとしようとする場合がある。
- （２）適度な距離を保つことの必要性。好意や憧れから始まった良好な関係の要求がストーカー的になったり、勝手な拡大解釈をしだしたり、逆に何かをきっかけに一度関係が崩れると「裏切られた」「あの人は〇〇を要求した」「あの人は××と言った」など妄想とも言えるような敵対意識に容易に変わり、人間不信、不登校の再発につながる。良かれと思った好意もあだとなり、保護者へ訴えることもありうる。ことに物の授受があるとこじれることが多い。

体罰防止内容項目

	実施時期	期間
（１）	体罰防止月間校内研修の実施	８月末までに実施完了
（２）	体罰等に関する事例研究及び自己点検	８月末までに実施完了
（３）	学校毎に体罰防止に向けたスローガンを決定及びホームページ等への掲載による公表 （体罰ゼロ宣言ポスターに書き込み、校内に掲示等）	７月末までに決定 ９月末まで実施
（４）	体罰根絶に向けた校長による面談（全教員対象）	８月末までに実施完了
（５）	４月から７月における生活指導に関する対応の確認及び指導体制の改善策の検討	８月末までに実施完了
（６）	毎月の体罰防止セルフチェックシートの実施及び自己点検	各校で設定し、実施